

大雨等の災害時ガイドライン

台風や集中豪雨による災害発生、または災害の発生のおそれがある場合、保育施設等には、児童の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められます。

そこで、都城市内において避難情報等が発令された場合の、保育施設の対応について、ガイドラインを定めました。

なお、園の立地場所や被災状況等により対応が異なる場合があります。

保育施設等の臨時休園について

① 台風直撃や事前に大雨が予測される場合

警戒レベル
5

臨時休園

緊急安全確保

警戒レベル
4

原則 臨時休園

ただし、園児にとって一番安全な方策を考慮し、施設が運営可能と判断した場合は、開園できる

避難指示

警戒レベル
3

原則 開園

ただし、園児にとって一番安全な方策を考慮し、施設が運営不可能と判断した場合は、閉園できる

高齢者等避難等

お問い合わせはこちら

ガイドラインの詳細については、
都城市HPで御確認ください



② 開園時間中に避難情報等が発令された場合

警戒レベル
5

児童降園後に休園

緊急安全確保

警戒レベル
4

原則 児童降園後に休園

ただし、園児にとって一番安全な方策を考慮し、施設が運営可能と判断した場合は、開園できる

避難指示

警戒レベル
3

原則 開園

ただし、園児にとって一番安全な方策を考慮し、施設が運営不可能と判断した場合は、閉園できる

高齢者等避難等

お問い合わせはこちら

ガイドラインの詳細については、
都城市HPで御確認ください



都城市 こども部 保育課
☎ (0986) 23-4894

